

# 山地災害危険地区調査要領

山腹崩壊危険地区

地すべり危険地区

崩壊土砂流出危険地区

平成28年7月

林 野 庁

# 山地災害危険地区調査要領

## 第1 目的

本調査は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に資することを目的とする。

## 第2 調査主体

本調査は、林野庁所管の国有林、民有林直轄治山事業施行区域及び直轄地すべり防止事業施行区域(予定区域を含む。)については森林管理局が、上記以外の国有林及び民有林については都道府県が実施する。

なお、森林管理局及び都道府県は、調査の実施に当たって、調査漏れ又は重複が生じないよう密接な連絡調整を図るものとする。

## 第3 調査方法

本調査は、次により実施する。

### 1 山腹崩壊危険地区調査

山腹崩壊による災害(落石による災害を含む。)が発生するおそれがある地区について、別記1の山腹崩壊危険地区調査実施要領により調査を実施する。

### 2 地すべり危険地区調査

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区について、別記2の地すべり危険地区調査実施要領により調査を実施する。

### 3 崩壊土砂流出危険地区調査

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれのある地区について、別記3の崩壊土砂流出危険地区調査実施要領により調査を実施する。

## 第4 調査実施年度

本調査は、平成28年度及び平成29年度に実施する。

## 第5 調査結果の取りまとめ、報告及び保管

### 1 取りまとめ

(1) 調査結果は、別冊の山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領(以下「別冊様式」という。)により、取りまとめるものとする。

(2) 都道府県は、調査結果を取りまとめ、関係森林管理局に送付するものとする。

(3)森林管理局は、当該森林管理局及び管内の都道府県の調査結果を取りまとめるものとする。

## 2 報 告

森林管理局は、調査結果について、別冊様式の様式 5、様式 9、様式 10、様式 11、様式 12 及び様式 13 により、平成 29 年 12 月 28 日までに林野庁に報告するとともに、関係都道府県に通知するものとする。

## 3 保 管

森林管理局及び都道府県は、調査結果を調査区分ごとに整理し、保管するものとする。